

議事進行発言（9／7）の要旨について

1 梶村議員の議事進行発言要旨

望月高德議員の2回目の質問につきまして、議会の質問という場において、感想を述べるにとどまる発言は、質問とは思えないので、運営委員会で協議していただきたい。

2 井上議員の議事進行発言要旨

- (1) 過去において、質疑が終了し、次の発言者が指名されたら、その質疑に対する議事進行はかけられない取り扱いとなっていたが、今回はルールが違うのではないか。
- (2) 持ち時間の中で、しかも登壇は2回というルールの中でやっているから、その中身は質問でなければならないという話ではないのではないか。

3 議事進行に対する議長処理の発言要旨

それでは、ただいまの御発言は2つございますけれども、2つの議事進行について議員運営委員会でお諮りいただきます。それでよろしいでしょうか。

【参 考】

◎質問の意義

地方自治法に「質問」に関する規定は存在しないが、現実の問題として議員が質問することは、その職務から発生してくるもので、議会は会議規則に規定し「一般質問」を実施している。

「一般質問」は、議会に提出され審議の対象となっている事件とは関係のない行政全般に対して、抱く疑義を執行機関に口頭をもって説明を求め、事実や所信などを問い質すものである。（標準会議規則解説抜粋）

◎横浜市会会議規則（抜粋）

（議事進行に関する発言）

第52条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるものまたは直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行の発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

（一般質問）

第83条 議案に関係のない市の一般事務に関し質問しようとする議員は、議長の定めた期間内に、質問の要旨を文書で議長に提出しなければならない。

2 議長が前項の質問通告を受けたときは、これを執行機関に通知しなければならない。

（質問の回数）

第85条 質問は、同一議員について2回をこえることができない。ただし、議長の許可を得たときは、この限りでない。

9月7日本会議における議事進行発言部分の会議録（概要）

（丸岡議員質問）、（市長答弁）、（教育長答弁）

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤茂君）梶村議員、何について議事進行か教えてください。
〔梶村議員「先ほどの望月議員の2番目の質問について看過できないので、議運の議事にさせていただきたい」と呼ぶ〕

○議長（佐藤茂君）どうぞ。

- 梶村充君 自民党の理事をしております梶村充でございますが、先ほど望月議員の2回目の質問につきまして看過できない点があるので、議運にちょっとこれは上げてもらいたい、このように思います。これは貴重な時間を皆さんがこうして費やして質問の時間をつくって、そして答弁をいただくと、こういう議会の場でございますので、先ほどは2回目の質問はあくまで感想であって、我々にとっては質問とは思えない。その点について議運のほうで協議をしていただきたい、このように提案をさせていただきます。

〔「議事進行、今の議事進行について議事進行」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤茂君）ただいまのことについて議運のほうで諮っていただくということよろしいでしょうか。

〔「異議なし」「議長、今の議事進行を諮る前に手を挙げていました」「議長、議事進行だって」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤茂君）井上議員、何のために議事進行されますか。
〔井上議員「今の議事進行についての議事進行です」と呼ぶ〕

- 議長（佐藤茂君）今、梶村議員からの発言の議事進行は処理をさせていただきましたけれども。

〔井上議員「処理の前に手を挙げていましたから。処理の前に手を挙げておりました」と呼ぶ〕

- 議長（佐藤茂君）私のほうでは、手を挙げていただいたかもしれませんが、お諮りしてから聞こうと思いましたので、皆さんに……。〔私語する者あり〕では、もう一度整理させていただいてよろしいですか。ただいま梶村議員から議事進行の発言がございました。そして、望月議員の第2質問について質問ではないのか、それを議員運営委員会で諮っていただけないかということですが、議員運営委員会に付託をしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。井上議員「議長、今の議事進行に対して議事進行をかけているのですから、まず

先に議事進行の処理が最優先されるはずです」「発言を許してください」「発言を許さなきゃおかしい」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤茂君）でも、先に処理をここでさせていただきましたから。

〔井上議員「処理の前にこの議事進行をかけていただかないと」と呼ぶ〕

○議長（佐藤茂君）それでは、御発言をどうぞ。

〔井上さくら君登壇〕

○井上さくら君 井上さくらでございます。梶村議員の議事進行について議事進行させていただきます。

過去において、私もどなただったか、記憶をよく覚えておりませんが、質疑に対する議事進行を行おうとしたことがございました。ただ、その質疑が終了してしまっていて、次の方の名前が呼ばれてしまっていてからでありましたので、そうになると、その質疑はもう終了しているのだから、その質疑に対する議事進行はもうかけられないのだというふうにはそのときは言われました。これは慣例によるものだったかもしれませんが、しかし、もし今議長の処理、議事進行を受けると、梶村議員の既に終わっている望月議員の質疑に対して、もし望月議員が席についてすぐ梶村議員が手を挙げていたら、これは議長の今の処理でよかったのかもしれませんが、既に次の質疑者に入っております。そうなりますと、この質疑はもう終了して、既にこの議会全体でそれは認められた質疑だ、こういう扱いになるのだというふうには私は過去にも言われてまいりました。（「正しい」と呼ぶ者あり）ですので、梶村議員の議事進行を受けるとということ自体が、これは今までのルールとは違うのではないかというふうに思います。

また、さらに加えれば、2回目の質問が質問なのか要望なのか、あるいは自分の主張なのか、これはわからないこともありますよ。でも、それだからしてはいけないという話にはならないと思います。（私語する者あり）持ち時間はあるのですから、持ち時間の中で、しかも登壇は2回までということになっていて、そのルールの中でやっているのですから、その中身は質問であろうがなかろうかという話にはならないのではないかというふうに思います。

以上でございます。（「正論だ。議長、そういうことにしましょう」と呼ぶ者あり、拍手、その他私語する者あり）

○議長（佐藤茂君）それでは、ただいまの御発言は2つございますけれども、2つの議事進行について議員運営委員会でお諮りいただきます。それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤茂君）それでは、そのような形で整理をさせていただきます。

以上で一般質問は終了いたしました。